

建設工事請負等指名競争入札参加者心得

(平成 9年 6月 1日 制定)
(平成 11年 4月 15日 一部改正)
(平成 19年 4月 1日 一部改正)
(平成 26年 2月 1日 一部改正)
(令和 元年 10月 1日 一部改正)
(令和 5年 5月 1日 一部改正)
(令和 5年 10月 1日 一部改正)
(令和 6年 9月 1日 一部改正)

(趣旨)

第1条 町が発注する次の各号（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託
- (4) 業務（(2)及び(3)の業務を除く。）の委託及び物件の賃借等
- (5) 建設資材の納入
- (6) 物品（建設資材を除く。）の買入れ又は売払い、印刷の請負等
（指名の取消）

第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき

2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札参加の指名を取り消す。

第3条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、松伏町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1又は別表第2の各号の一に該当し、指名停止を受けた場合は、その指名を取り消す。

(入札)

第5条 入札参加者は、松伏町建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、松伏町建設工事請負等指名競争入札参加者

心得及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札は、指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書（様式第5号～第8号）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。
- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状（様式第13号の1～2）を提出させなければならない。
- 6 入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止するものとする。ただし、次の各号に掲げるときの入札参加者が2者に満たない場合は、この限りでない。
 - (1) 再度入札のとき。
 - (2) 他の者がした入札を失格としたとき。
 - (3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。
 - (4) 入札書の提出時に入札金額見積内訳書の提出を求めた場合において、入札金額見積内訳書の未提出又は内容の不備により、他の者がした入札を無効としたとき。

（入札の辞退）

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届（様式第14号）を直接持参して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の取りやめ等）

第9条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（設計図書の返還）

第10条 配布し貸与した設計図書は、入札当日入札時前に返還するものとする。

（開札）

第11条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第12条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札
(落札者の決定)

第 13 条 落札者は、予定価格の 110 分の 100 に相当する金額の制限の範囲内で最低の金額をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の 110 分の 100 に相当する金額の制限の範囲内で最低制限価格の 110 分の 100 に相当する金額以上の入札をした者のうち、最低の金額をもって入札をした者）とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表し、後日通知する。

3 落札者は、落札決定後課税事業者届出書（様式第 2 4 号）又は免税事業者届出書（様式第 2 5 号）を提出しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第 14 条 落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第 15 条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、1 回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格を設けた場合で最低制限価格の 110 分の 100 未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

4 予定価格の事前公表を行う場合にあつては、再度入札を行わない。

(契約書等の提出)

第 16 条 落札者は、第 13 条の通知を受けた日から 7 日以内に建設工事請負契約書（案）（業務委託の場合は、業務委託契約書（案））（以下「契約書」という。）に記名押印のうえ、松伏町建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第 17 条 契約は町長又は町長から委任を受けた者、落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第 18 条 契約保証金は、請負金額の 100 分の 10 以上とし、国債又は地方債等（地方自治法施行令第 167 条の 17、松伏町契約規則第 31 条）で定めるもの又は、履行保証保険証券とする。但し松伏町契約規則第 30 条に該当する場合は免除する。

(町議会の議決を要する契約)

第 19 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年松伏村条例第 1 0 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決を得た後に仮契約を本契約とすることを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立)

第 20 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 21 条 入札参加者は、入札執行者から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

2 町が発注する工事又は委託は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用い

るための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）又は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算している。
この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

3 その他細部に関しては地方自治法、同法施行令、町規則及び契約約款による。